

# 刈谷知立環境組合規約（原文縦書き）

（昭和41年10月6日 愛知県知事許可）

改正 昭和42年3月1日 愛知県知事許可  
昭和46年1月25日 愛知県知事許可  
昭和54年3月1日 愛知県知事許可  
昭和60年4月11日 愛知県知事許可  
昭和61年2月5日 愛知県知事許可  
平成3年1月7日 愛知県知事許可  
平成5年4月4日 愛知県知事届出  
平成9年1月15日 愛知県知事許可  
平成25年7月31日 愛知県知事許可

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、刈谷知立環境組合（以下「組合」という。）という。

（組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の各号に掲げる市（以下「組合市」という。）で組織する。

- (1) 刈谷市
- (2) 知立市

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 余熱利用施設（温水プール）及び附帯施設の設置及び管理に関すること。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、刈谷市半城土町東田46番地に置く。

## 第2章 組合の議会

（議会の組織）

第5条 組合の議会の議員の定数は15人とし、その選出区分は次の通りとする。

- (1) 刈谷市 10人
- (2) 知立市 5人

（議員の選挙）

第6条 組合の議会の議員は、組合市の議会の議員の中から当該市の議会において選挙された議員をもって充てる。

2 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、その欠員の生じた組合市は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 組合の議会の議員の選挙が終わったときは、組合市の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

（議員の任期）

第7条 組合の議会の議員の任期は、組合市の議会の議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は、組合の議会において組合市の長の中から選任する。
- 3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合市の長の中から選任する。
- 4 会計管理者は、管理者が任免する。
- 5 第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。
- 6 前項の職員は、管理者が任免する。

(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、組合市の長の任期による。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）のうちから1人及び組合の議会の議員のうちから1人を選任する。

(監査委員の任期)

第11条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては組合の議会の議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、補助金、分担金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の分担金の負担割合は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	割 合
経 常 経 費	均等割 100 分の 25
	人口割 100 分の 40 (毎年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口割)
	搬入割 100 分の 35 (前年度のごみ搬入量割)
投資的経費	均等割 100 分の 20
	人口割 100 分の 80 (最近の国勢調査人口)

### 附 則

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約によりはじめて組合管理者が選任されるまでの間、刈谷市長が組合管理者の職務を行うものとする。

附 則（昭和42年3月1日愛知県知事許可）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和46年1月25日愛知県知事許可）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日愛知県知事許可）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和60年4月11日愛知県知事許可）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年2月5日愛知県知事許可）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年11月7日愛知県知事許可）

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の刈谷知立環境組合規約第10条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成15年4月4日愛知県知事届出）

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月15日愛知県知事許可）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の刈谷知立環境組合規約第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、改正前の刈谷知立環境組合規約第8条第1項及び第3項並びに第9条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成25年7月31日愛知県知事許可）

- 1 この規約は、平成25年11月1日から施行する。